

## 令和4年 第1回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和4年1月11日（火）												
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室												
開議	午前11時03分～午前11時43分												
応招委員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">1番 小椋 清美</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">7番 田淵 智之</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2番 石原 睦祐</td> <td style="text-align: center;">8番 北山 政士</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3番 難波 基訓</td> <td style="text-align: center;">9番 近藤 克己</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4番 柳井 正信</td> <td style="text-align: center;">10番 川口 肇司</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5番 正影 博一</td> <td style="text-align: center;">11番 竹下 桂輔</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6番 河中 司</td> <td></td> </tr> </table>	1番 小椋 清美	7番 田淵 智之	2番 石原 睦祐	8番 北山 政士	3番 難波 基訓	9番 近藤 克己	4番 柳井 正信	10番 川口 肇司	5番 正影 博一	11番 竹下 桂輔	6番 河中 司	
1番 小椋 清美	7番 田淵 智之												
2番 石原 睦祐	8番 北山 政士												
3番 難波 基訓	9番 近藤 克己												
4番 柳井 正信	10番 川口 肇司												
5番 正影 博一	11番 竹下 桂輔												
6番 河中 司													
不応招委員													
出席委員数	11名												
欠席委員数	0名												
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 小椋 正己（産業観光課 課長） 課長補佐 角田 貴之（産業観光課 課長補佐） 主任 山崎 憲昭（産業観光課 主任）												

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号 非農地証明願について
日程第6	議題第3号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地取得下限面積の個別指定について
日程第7	議題第4号 農地転用事業計画変更承認申請について
日程第8	議題第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議題第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第10	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	8番 北山 政士 9番 近藤 克己

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>会長 川口</p>	<p>ただいまの出席委員は、11名のうち11名です。            定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回鏡野町農業委員会を開催します。            本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。            日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に、8番北山 政士 委員、9番 近藤 克己 委員を指名します。            日程第2 会期決定の件を議題にします。お諮りします。本会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日の1日間に決定しました。            日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の1番から4番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>失礼します、本日の議案につきまして申し訳ございません、一式、差し替えをさせていただいておりますので、本日配布させていただいております議案の方を見ていただけたらと思います。令和4年第1回1月農業委員会議案2ページをご覧ください。            報告、第1号、農地法18条第6項の規定による解約について、でございます。            番号1 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、合意解約によるものです。            番号2 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、合意解約によるものです。            番号3 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、合意解約によるものです。            番号4 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、合意解約によるものです。            以上、4件でございます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって、報告を終わります。</p>

事務局長 小椋

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の1番から10番までの案件を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。

議案3ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

番号1 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、譲受人の耕作面積は、●●㎡、通作距離は、●●km、大型農機具として、●●、●●によるものです。

番号2 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、譲受人の耕作面積は、●●㎡、通作距離は、●●km、大型農機具として、●●、●●によるものです。

番号3 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、譲受人の耕作面積は、●●㎡、通作距離は、●●km、大型農機具として、●●、●●によるものです。

番号4 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、譲受人の耕作面積は、●●㎡、通作距離は、●●km、大型農機具は●●、●●によるもので、農地取得下限面積を個別指定されたものでございます。

次ページ、4ページをご覧ください。

番号5 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、譲受人の耕作面積は、●●㎡、通作距離は、●●km、大型農機具として、●●、●●によるものです。

番号6 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、譲受人の耕作面積は、●●㎡、通作距離は、●●km、大型農機具として、●●、●●によるものです。

番号7 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、譲受人の耕作面積は、●●㎡、通作距離は、●●km、大型農機具として、●●、●●によるものです。

番号8 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、譲受人の耕作面積は、●●㎡、通作距離は、●●km、大型農機具として、●●、●●によるものです。

次ページ、5ページをご覧ください。

番号9 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、譲受人の耕作面積は、●●㎡、通作距離は、●●km、大型農機具として、●●、●●によるものです。

番号10 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、譲受人の耕作面積は、●●㎡、通作距離は、●●km、大型農機具として、●●、

	<p>●●によるものです。 以上、10件でございます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。本件について追加説明を許します。 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。質疑なしと認めます。 お諮りします、本件を承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。 よって議案1号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は承認することに決定しました。 日程第5 議案第2号、非農地証明願について、この議案の1番、2番の案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>議案6ページをお開きください。 議案第2号 非農地証明願について、でございます。 番号1 申請人、●●、土地の所在は、●●、現況内容は、●●で、申請理由は、●●。 番号2 申請人、●●、土地の所在は、●●、現況内容は、●●で、申請理由は、●●。 以上、2件でございます。 去る1月6日、非農地証明処理要領による現地確認を役員にて実施しました。その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすものとして問題なし、非農地として報告させていただきます。以上です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。 本件について追加説明を許します。 追加説明なしと認めます。 お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第2号 非農地証明願については承</p>

<p>事務局長 小椋</p>	<p>認することに決定しました。</p> <p>日程第6 議案第3号、農地法施行規則第17条第2項による農地取得下限面積の個別指定について、この議案の1番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p> <p>議案7ページをお開きください。</p> <p>議案第3号 農地法施行規則第17条第2項による農地取得下限面積の個別指定について、でございます。</p> <p>番号1 申請人及び空地、土地の所有者は、●●、土地の所在は、●●、以上、1件でございます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします、本件を承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第3号 農地法施行規則第17条第2項による農地取得下限面積の個別指定について、承認することに決定しました。</p> <p>日程第7 議案第4号、農地転用事業計画変更承認申請について、この議案の1番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>議案8ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について、でございます。</p> <p>番号1 当初転用者は、●●、承継者は、●●、土地の所在は、●●、本案件につきましては、令和3年3月1日、5条転用の許可がなされ、その後所有権移転登記が令和3年3月12日に行われ、土地造成が行われましたが、変更内容を事由に記載してありますとおり、当初、●●が●●する予定だったが、●●が●●するため、●●が承継して●●ものでございます。</p> <p>去る8月10日、農業委員会で策定しました鏡野町農地転用事業計画の変更に関する基準により、重要な変更、事業実施者の変更にあたるため、総会承認事項にあたるため、本日申請をさせていただきます。</p> <p>なお、本日変更承認申請と合わせて5条の転用申請を行うものでございます。</p>

	<p>以上、1件です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。本件について追加説明を許します。</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第4号、農地転用事業計画変更承認申請についての件は、承認することに決定しました。</p> <p>日程第8 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、この案件の1番から4番までの案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>議案9ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>番号1 譲受人、●●、譲渡人、●●、土地の所在は、●●、転用計画の用途及び事由は、●●、期間は、●●、施設の概要は、●●、資金計画は、●●、第二種農地、●●土地改良区、●●の承諾を得られております。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>番号2 賃借人、●●、賃貸人、●●、土地の所在は、●●、転用計画の用途及び事由は、●●、期間は、●●、施設の概要は、●●、資金計画は、●●、第一種農地、●●の承諾、●●としまして、●●でございます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>番号3 譲受人、●●、譲渡人、●●、土地の所在は、●●、転用計画の用途及び事由は、●●、期間は、●●、施設の概要は、●●、資金計画は、●●、第一種農地、例外許可規定「●●」に分類、令和3年5月19日に農振地の除外をされております、●●の承諾を得られております。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>次ページ、10ページをご覧ください。</p> <p>番号4、こちらにつきましては、先程議案第4号で説明させていただいております、譲受人、●●、譲渡人、●●、土地の所在は、●●、転用計画の用途及び事由は、●●、期間は、●●、施設の概要は、●●、資金計画は、●●です。第二種農地、●●の承諾を得られております。</p> <p>議案第4号で承認されたものです。</p> <p>以上、4件でございます。</p>

<p>会長 川口</p> <p>北山委員</p>	<p>本件は農地区会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。農地区会長 8番 北山委員。</p> <p>議案5号の1でございますけれども、農地区会の方で確認してまいりました、これについては別に問題はないということで、承認を決定しております。</p> <p>それから、2番の●●から出ております●●の件でございますけれども、現地を見たところ、既に使用している状態にあるということでございます。</p> <p>これは、申請を出して、出した時点で作る気がありますので、農地区会としては一応、通すわけにはいかないと、元に戻していただいて、もう一回申請を出し直していただくということにしております。</p> <p>それから3番の●●ですけれども、これについても別に問題はないんですけれど、土地の高さの図面が出てないということで、この図面を早急に出していただいて承認ということに決定しております。</p> <p>それから、4番の●●でございますけれども、これについても別に問題はないということで承認をしております。</p> <p>以上でございます、報告いたします。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>本件について、追加説明を許します。</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての件は2番を除き、承認することに決定しました。</p> <p>日程第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>議案15ページをお開きください。</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用</p>

土地利用集積計画の決定について、でございます。

利用権の設定でございます。

新規●●件、●●筆、●●㎡、更新●●件、●●筆、●●㎡、合計●●件、●●筆、●●㎡、続きまして所有権の移転でございます、●●件、●●筆、●●㎡、以上でございます。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。

委員

はい

会長 川口

ご異議なしと認めます。

よって議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。

日程第9 その他について、農業委員会 農地利用最適化推進委員の池田委員長より、推進委員の活動について、報告をお願いします。

それでは、池田委員、報告をお願いします。

池田委員

失礼します。

この度の貴重なお時間を頂き、ありがとうございます。

私共の紹介ですが、鏡野町農業委員会農地利用最適化推進委員会の委員長、池田でございます。

よろしくをお願いします。

本日は、令和2年7月からの最適化推進委員の活動報告を行いたいと思っています。

令和2年7月の改選により、推進委員20名のうち4名が新しく、新規に拝命し、活動にあっております。

ご承知のとおり、全国的に前期から我々最適化推進委員の新たな活動が始まりました。

農業委員の皆様方との共通の農地利用最適化業務として、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進という三本柱の推進を主に活動を行っております。

我々最適化推進委員といたしましては、基本、本年度より、2か月に1回程度の全体委員会の開催を目標に活動しており、一昨年度からの新型コロナウイルス感染症拡大による度々の規制により思うような活動が出来て

いないのが事実であります、ご承知、ご理解いただけたらと思っております。

前期前半は、事務局自体も対応を模索しており十分な活動にいたってはおりませんでした。後半よりは、他県等の活動を参考にして可能な限り自主的に、確実に活動を実施することとしております。

まず年間を通しての活動として、最も大きなものは、農地パトロールでございます。

農地パトロールとは、「今耕されている農地を、耕せるうちに、耕せる人につないでいく」を使命として農業委員会だけではなく、集落全体、鏡野町全体で取り組む重大事項です。

通常的生活を通して、気が付いたことを、活動記録に記載して、事務局に知らせたり、農家さんと話を進めることはもちろんですが、年1回事務局よりお借りした担当地区の航空写真を手に、荒廃農地となっている現状を調査し、全体研修で示された基準に基づき、現状を図面に記入して事務局で集計を行います。

対象農地は、基本、事務局から示された、中山間、多面的事業以外の農地を主に現地を確認することとしています。

その他令和2年度より、基本的に農業委員・最適化推進委員が共同・主導で開催することとなっております、「人・農地プランの話し合い」ですが、こちらも新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、国も方針として令和2年度から3年度への実施時期の延長を認めたこともあり、鏡野町も令和3年度を中心に順次開催している状況です。

国の資料では、我々最適化推進委員が主導でという文言もありますが、なかなか農家の我々が主導するというのは、難しい部分も多くあります。

役場事務局での主導で実施している状況です。

農業委員の方も地域ごとに、参加いただいております。5年後、10年後地域の農地をどうするのかを地域全体で話し合っております。この事業は、実質化を完了しない限り、今後、地区内への新規就農者等に対する国の補助金等が受けられなくなるという非常に厳しい条件を課されており、我々推進委員としても大きな課題として全地区年度内の実施を目指しております。

12公民館単位での、開催であります。昨年度から現在まで、大野、富、上齋原、香北の4か所実施しており、見直しに向けて事務を進めている状況です。

一例を紹介させていただきますと、昨年3月大野地区では、農業委員1名、地区内の推進委員3名の他、人農地プランの中心経営体14名、農地中間管理機構の職員に参集いただき、役場事務局から従前に実施したアンケート集計結果、地区の現状の説明のあと、協議を行いました。

	<p>大野地区は比較的条件も良く、後継者未確定の場合でも耕作者がいる場合が、ほとんどという意見であります。平地であっても鳥獣害、特にイノシシの被害も多数発生しており、また新規就農者はぶどう等の果樹が中心で水稻が少ないと、地域の現状や課題についても意見がありました。</p> <p>今月は、3か所、奥津、泉、羽出地域で開催予定であります。</p> <p>その他の地域も順次実施していきますので、引き続き各地区の農業委員の皆様方のご協力をお願いするとともに、会議での積極的なご指導をお願いするところです。</p> <p>その他、通常の活動として、まだまだ十分ではありませんが、庭先、あぜ道対話、地域の活動への積極的な参加等、通常の暮らしの中で、個別訪問に近い活動を行い、地域の農業者に寄り添った、農地利用の最適化に全力で取り組んで参ります。</p> <p>以上で簡単でございますが、活動報告とさせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
会長 川口	<p>池田委員、ありがとうございました。</p> <p>今後、定期的に報告をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
池田委員	<p>分かりました。</p>
会長 川口	<p>その他、協議事項はありませんか。</p>
委員	<p>池田委員から送った農地プランの計画はもう3月、2月一杯くらい皆に話す予定、事務局の方は。</p>
事務局長 小椋	<p>3月一杯はかかりそうです。</p> <p>それと、今日もコロナの対策本部が急遽開かれたですけれども、これが、町長が昼に発表されると思いますけれども、1名町内で感染が見つかりました。</p> <p>農耕接触者もいらっしゃるということなんで、今後の状況を見極めながらなんですけれども、国の方針としては年度内にとということが原則で、今は動いていない状況ですので、年度内を目標に一応考えております。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長 川口	<p>他にありませんか。</p> <p>以上を持ちまして、本会に付議された提案はすべて終了しました。</p>

委員	会議を閉会します。 それにご異議ございませんか。
会長 川口	はい。  異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和4年第1回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。(散会)